

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>投資信託及び投資法人に関する法律施行令第6条第2項第3号で、公募の人数の計算について、適格機関投資家が含まれている場合の適格機関投資家を除くための要件として、内閣府令で定める方式に従い、当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該受益証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであることが規定されており、これらを受けた投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(以下「投信法施行規則」という)第4条の2第7項及び第8項は、どちらか一方の要件を満たせばよいという理解でよいか</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>投資信託委託業者の株式を20%以上保有する会社の場合、その会社が国内外に子会社(当該会社またはグループ合計で株式を50%超保有)を保有していれば当該会社とその子会社の全てが投資信託委託業者の「主要株主」とみなされ、実際には投資信託委託業者の株式を直接保有していない会社も「主要株主」として、届出が必要となると考えられます。</p> <p>株式を直接保有していない会社にまで届出書と誓約書面の提出を求めるのは、投資信託委託業者に過度な負担を強いることとなるため、「主要株主」の範囲は、投資信託委託業者の株式を直接保有している会社に限定すべきと考えられる。</p>	<p>現行法においては、主要株主として届出をする必要のある者は投資信託委託業者の株式を直接保有する者に限られています。</p> <p>主要株主規制のあり方については、主要株主の範囲と届出義務のある者の整合性、投資信託委託業者の健全性の確保という制度理由、届出者の手続負担を勘案して、検討を行ってまいります。</p>
<p>投資信託委託業者の主要株主となった者は、対象議決権保有届出書と添付書類を金融庁長官に提出しなければならないとの規定がされているが、提出期限についてはいつまでとの理解でよいのか。4月1日からある程度の猶予期</p>	<p>法令上、主要株主となった者の届出書の提出については、遅滞なく提出しなければならないと規定されています。</p> <p>また、本件については、昨年5月に法律が公布され、本年4月1日から施行されることが</p>

<p>間が設けられないか。</p>	<p>すでに周知されていることを踏まえれば、提出期限の猶予期限を設ける必要は無いものと考えます。</p>
<p>今回の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則改正案において利害関係人の届出範囲が見直されるが、投信法施行規則第69条第1項第3号の規定により、投資信託委託業者が保存すべき帳票である利害関係人等の状況表に記載する利害関係人も禁止行為に係る投資信託委託業者、投資顧問業者等に限定すべきである。</p>	<p>投資信託委託業者においては、投信法施行規則第69条第1項第3号により毎年3月末の利害関係人等の状況表の作成保存が規定されているところではありますが、投信法においては「投資信託委託業者の利害関係人等の利益を図るため、受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること」を禁じる規定(第15条第2項第2号)があることを踏まえれば、全ての利害関係人等につき把握する必要があり、その範囲を特定の者に限定することは適当ではないと考えます。</p>
<p>有価証券報告書などを使用して対象議決権保有割合を計算する場合で、自己が保有する議決権数に変動がないにも係わらず、有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数が前回の半期報告書に記載された議決権の数から変動しており、それにより主要株主の届出義務が生じたことを認識した場合、対象議決権保有届出書の届出義務発生日の欄には当該有価証券報告書が閲覧可能となった日付を記載すればよいのか。</p>	<p>法令上、主要株主となった時点で遅滞なく届出をすることと規定されています。ただし、他の手段により主要株主となった時点を現実的に知り得る機会がないのであれば貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>議決権を保有した時点では主要株主の届出義務は生じていなかった場合で、株主総会の召集通知により議決権の数の変動を知り、届出義務が生じていることを認識した場合、対象議決権保有届出書の届出義務発生日の欄には当該事実を認識可能となった日付(株主総会の召集通知が届いた日付)を記載すればよいのか。</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>主要株主規制の趣旨は経営に実質的な影響力を有する株主の確認であることから、「対象議決権」から、証券業を営む上で保有する議決権や、投資信託委託業者が委託者として信託財産である株式等に行使する議決権を除いてよいか確認したい。</p>	<p>投資信託委託業者については、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有するのであれば、対象議決権を保有するものとされます。(投資信託法第9条第5項第1号) 証券業(引受業務)を営む上で保有する議決権については、一定の要件のもとで対象議決権</p>

	から除く取扱いとなるように措置することとします。
営業報告書の添付書類の様式については、作成様式や作成上の指針が示されていません。別紙様式等を規定できないか。	営業報告書の添付書類については、投信法施行規則第70条第2項各号に掲げられている事項が明確に記載されていればよいことから、様式については各社が実態に合わせて作成することで足りるものとするため、様式を新たに規定していません。
投信法施行規則の別表7の発注伝票に係る記載のうち、備考欄の「3 一括注文にかかる発注伝票については、銘柄順、かつ、日付順ごとに保存するものとする」という考え方について、「同一日に銘柄ごとに作成した一括注文に係る各発注伝票を任意の銘柄コード等により銘柄順に並べた束を日付順に綴り込んで保存する方法」が可能であるかどうか確認したい。	任意の銘柄コード等により区分する方法を行っていても、発注伝票の保存が銘柄順かつ日付順となっている形式が整っていれば問題ないと考えます。

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則

コメントの概要	コメントに対する考え方
証券業を営むものが投資一任業務の認可申請を行った場合の審査基準については現行の「証券業と投資顧問業の分離」の規定が削除されている。証券業と投資顧問業の兼業は利益相反のおそれが高く当該規定を残すべきではないのか。	昨年の法改正において、証券会社の資産管理型営業を推進するため証券会社の投資一任業務の兼業に係る規制の適正化を図るための規定の整備が行われた趣旨を踏まえれば、証券業と投資顧問業の一律の分離に代えて具体的な弊害防止のための体制整備を求めることが適当であると考えます。
運用報告書において投資一任契約に係る報酬の開示は必要ないのではないのか。	顧客から運用を任されている立場であり、そのコストは、運用者の責務として顧客に開示すべきと考えます。
顧客に対する自己売買記録の書面交付義務免除の承認基準について、投資顧問業者と認可投資顧問業者に対して同一の基準が課せられているが、顧客から一任を受け投資を行う認可投資顧問業者にはより高度な要件が課されるべきではないのか。	承認基準として 自己売買等の部門と投資一任業務を行う部門との組織的分離による情報遮断 内部管理部門の独立性の確保等、法令遵守体制の整備が要件となっており、自己売買記録等の顧客への開示項目については投資顧問業者も認可投資顧問業者も概ね同一であることを踏まえれば、同一の基準が適当であると考えます。

<p>改正案の規則第 26 条の 4 に規定する承認基準では「管理部門が運用を行う部門からも独立していること」を規定する必要があるのではないか。また運用を行う部門と営業を行う部門の関係について整理していただきたい。</p>	<p>営業を行う部門とは収益に直接つながる部門を想定しており、「運用を行う部門」はその中に含まれています。</p>
<p>認可投資顧問業者の禁止行為におけるインターナルクロスに関する規制については、個別同意でなく包括同意も認めてほしい。</p>	<p>今回の改正案によりこれまで禁止されていたインターナルクロスについては投信法の規定を参考に顧客の同意を得ることを条件として行うことができるようにしているところです。同意については投資者保護の観点から事前に個別の取引について行うことが適当であると考えます。</p>
<p>投資顧問業者が証券仲介業を営む場合の法第 14 条、第 15 条書面における記載事項のうち規則第 17 条第 4 項第 5 号が除外されているが投資者保護の観点から書面上に記載すべきではないか。</p>	<p>投資顧問業者が証券仲介業を営む場合において、当該投資顧問業者が信用取引等に係る貸付の媒介を行うことが認められていることから記載事項から除かれているところです。</p>
<p>規則案では第 17 条第 3 項第 4 号の内容が分割されているが、法 14 条書面における記載の仕方は現行どおりまとめて記載してもよいか。</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>業務方法書の利害関係人は各業態ごとに記載しなければいけないのか。</p>	<p>業態ごとに記載する必要はありません。</p>
<p>規則第 26 条の 6 等の条見出しにある営業所と事務所の区分を教えてほしい。</p>	<p>事務所については、投資顧問業を兼営する者として証券仲介業者及び許可外国証券業者を想定しています。営業所については従前のとおりです。</p>
<p>認可投資顧問業者が証券業又は信託業務を営もうとする場合の認可の申請について、投資一任契約に係る業務の内容及び方法を具体的に記載した書面を改めて提出させる趣旨を教えてください。</p>	<p>認可投資顧問業者が証券業や信託業務を兼業する場合においては審査基準に照らしその内容を審査する必要があることから、より詳細、具体的な書面を求めています。</p>
<p>顧客への自己売買記録の書面交付義務免除承認の基準として、管理部門を統括する責任者が代表権と有していること又はこれに準ずる者であることが規定されている。営業部門からの独立性が図られるなどの体制が整っていれば代表権を有していない者でも対象としてほ</p>	<p>会社の規模や体制等により、代表権を有する取締役等が部門を統括する責任者となることのできないケースも想定されることから、他の要件に照らして弊害防止のための体制が整備されていると認められれば、(代表権を有しない)代表権を有する者に準ずる者を対象とする</p>

しい。	ことは可能です。
証券業を兼業している場合の兼業の届出について、当該業務において登録、認可、許可を受けている場合にはこれを証する書面の写しを添付してもらうことになっているが、承認は含まれないと解してよいか。	承認を受けている場合も含まれることから、その旨を府令に規定することにいたします。
ラップ口座においては個々のサービスの金額を積算した金額を徴することを想定していないので、運用報告書における報酬、手数料等の開示ではラップ口座全体の手数料の額及び「投資顧問料」「証券取引手数料」など含まれているサービスの名称を記載すればよいことにしてほしい。	証券会社が投資一任業務を兼業して提供されるラップ口座においては残高に応じた報酬を徴することが考えられます。顧客からは残高に応じて一律に徴するものの、会社としては徴した報酬を投資顧問業に係るものとそれ以外に係るものと会計上は区分していると考えられることから、それに応じて記載すればよいと考えます。
引受け等を行った銘柄について投資を行った場合には運用報告書及び営業報告書において開示義務が課されている。過去に引受け等を行った銘柄について、いつまでも開示義務を課されると負担になるので開示対象期間を決めてほしい。	引受け等を行った銘柄について助言又は投資を行った場合には募集、私募又は売出しの期間並びに当該期間の開始の日前一月以内及び当該期間の終了の日後三月以内に行った場合について報告することとします。
証券会社や信託銀行が認可の申請、営業報告書において添付する財務諸表については、府令で定められている様式に代えて証券取引法や銀行法に基づき作成した財務諸表を提出することを認めてほしい。	証券会社や信託銀行についてはそれぞれの業法（証券取引法、銀行法等）の定めに基づいて作成された財務諸表を提出することでも差し支えありません。ただし、投資顧問料の額を当該書類に付記する必要があります。

事務ガイドライン（第3部 証券投資顧問業者の監督関係）

コメントの概要	コメントに対する考え方
ラップ口座においては個々のサービスの金額を積算した金額を徴することを想定していないので、法14条書面の「報酬に関する事項」については、ラップ口座全体の手数料及び「投資顧問料」「証券取引手数料」など含まれているサービスの名称を記載すれば、2-3-1(2)に規定する要件を具備していることにしてほしい。	投資顧問法上、少なくとも投資顧問契約又は投資一任契約に係る報酬の額を定め、顧客に明示する必要があり、本規定は、投資顧問契約又は投資一任契約に係る報酬と兼業に係る手数料等をまとめて徴収した場合、投資顧問契約又は投資一任契約に係る報酬がいくらになるかわかるように、その内訳を明示することを求めたものです。
3-3-5(4)に規定する「運用部門の担当者が証券業を兼業する場合」とは、証券	そのような内容も含まれると考えますが、わかりやすいように「証券業を兼業する場合」を

<p>会社の営業員が投資一任契約における顧客の資産の運用を行う場合を言うのか。</p>	<p>「証券業に従事する場合」に修正します。</p>
<p>経営責任者が営業本部長である場合、規定そのものが形骸化するおそれがあるため、3 - 3 - 5 (5) に規定する管理部門が営業を行う部門から指揮命令を受けることの禁止から、経営責任者を除くべきではない。</p>	<p>経営責任者は、管理部門及び営業を行う部門も含めて会社全体に対して責任を負うものであることから、管理部門が営業を行う部門から指揮命令を受けることの禁止から、経営責任者を除いたものです。</p>

その他、今回の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部改正に関してご意見を頂いております。これらのご意見は、今後の制度の企画・立案等の参考にさせていただきます。ご協力ありがとうございました。